

別表

措 置 要 件	措置期間
1 過失による粗雑な契約の履行等 (1) 本市契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く） 3 月 (2) 本市発注工事に係る工事成績評定及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る成績評定が不良であると認められるとき 2 月 ア 工事成績評定点が 60 点未満のとき イ 建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、工事監理委託業務）に係る成績評定点が 60 点未満のとき ウ 建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が 55 点未満のとき (3) 本市発注工事に係る施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき 2 月 (4) 大阪府内で履行される公共契約で前 2 号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき 2 月	
2 契約違反等 (1) 正当な理由がなく、契約を締結後契約を履行せず解除がなされたとき 12 月 (2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき 6 月 (3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき 3 月 (4) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき 2 月 (5) 履行期限を遅延したとき ア 遅延が 1 月以内のとき 1 月 イ 遅延が 1 月を超えるとき 2 月 (6) 物品の納入等について減価採用したとき 1 月	
3 公衆損害事故 (1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき ア 重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき 3 月 イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき 2 月 (2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき 2 月	
4 工事等関係者事故 (1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき ア 重大な事故を生じさせたとき 2 月	

イ 負傷者を生じさせたとき	1 月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1 月
5 贈賄	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	24 月
(2) 前号に掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12 月
イ 使用人等	6 月
6 独占禁止法違反行為	
(1) 本市契約に関連し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人等又は有資格者である個人若しくはその使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	24 月
(2) 前号に掲げるもののほか、本市契約に関連し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	12 月
(3) 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき	12 月
(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	6 月
7 刑法上の談合等	
(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が本市との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	24 月
(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12 月
イ 使用人等	6 月
8 虚偽記載	
(1) 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に関する調	

査資料に虚偽の記載（電子入札での場合を含む。）をし、または、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの イ ア以外のもの (2) 定期又は随時の本市入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載（電子申請での場合を含む。）をしていたとき	4 月 3 月 1～24 月
9 暴力行為等 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき	12～24 月
10 建設業法違反行為 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市契約（本項においては下請け契約も含む。）に関連して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 役員等 イ 使用人等 (3) 本市契約に関連して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分 (4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分 (5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分	12 月 6 月 3 月 5 月 4 月 3 月 2 月 4 月 3 月
11 その他の法令違反 (1) 業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (2) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月 1～12 月